

タクシー運転者の登録事務等にかかる手数料について

タクシー業務適正化特別措置法（以下「法」という。）第2条第5項に規定する指定地域においては、タクシー運転者として乗務するにあたり、予めタクシー運転者登録原簿に登録を受けることを義務付けている。

各種登録事務等にかかる手数料は、登録事務等を国が行う場合として、法施行規則第22条及び第37条に規定している。（下表のとおり）

※東京地域（東京都特別区・武三交通圏）においては、法第19条第1項に規定する登録実施機関として、（財）東京タクシーセンターが同項に規定するタクシー運転者の登録事務等を行っており、同センターにおいては、法施行規則に規定する手数料を適用している。

登録事務	手数料
登録申請	1,700
運転者証交付・再交付	1,700
事業者乗務証交付・再交付	1,700
運転者証訂正	1,100
事業者乗務証訂正	1,100
原簿の謄本の交付・閲覧	400
登録運転者業務経歴証明書交付	400

【手数料算出の考え方】

- ①登録事務等にかかる手数料収入で賄うべき経費を算出。
- ②各種登録事務にかかる平均所要時間、取扱件数により、総所要時間を算出。
- ③①及び②により、1分当たりの経費を算出。
- ④③に登録事務ごとにかかる平均所要時間を乗じて得た値を基に手数料を設定。

【手数料の妥当性】

直近年度（H22）実績データにより、現行手数料額の妥当性を別紙のとおり検証した結果、現行手数料と近似値となった。

○経費の計算 (単位：千円)

	東京
人件費	47,302
退職給与引当金	5,901
物件費	9,462
減価償却費	748
雑収入	2,317

※経費は、直近実績(H22年度)より算出。

総経費：(47,302+5,901+9,462+748)-2,317=61,096千円

○件数

	東京	
登録申請	5,167	①
運転者証交付・再交付	14,556	②
事業者乗務証交付・再交付	376	③
運転者証訂正	18,938	④
事業者乗務証訂正	4,492	⑤
原簿の謄本の交付・閲覧	1,357	⑥
登録運転者業務経歴証明書交付	830	⑦

※H22実績。

○各登録事務所要時間

各登録事務1件あたりの所要時分については、以下のとおりとした。(東京タクシーセンターより聴取)

- ①、②、③事務：9分
- ④、⑤事務：6分
- ⑥、⑦事務：2分

取扱見込件数と所要時分から、総所要時分を算出。

$(5,167+14,556+376) \times 9 + (18,938+4,492) \times 6 + (1,357+830) \times 2 = 325,845$ 分

◎手数料の妥当性の検証

東京タクシーセンターに係る総経費を総所要時分で除し、1分当たり経費を算出。

1分あたり経費：61,096,000円÷325,845分=187.5円

	所要時分 (A)	1分当たり経費 (B)	(A)*(B)	現行 手数料額
①、②、③事務	9	187.5	1,688	1,700
④、⑤事務	6	187.5	1,125	1,100
⑥、⑦事務	2	187.5	375	400